

第 2 回伊方町・瀬戸町合併協議会会議録

招 集 年 月 日	平成14年10月25日(金)					
招 集 の 場 所	瀬戸町役場 3階大会議室					
開会日時及び宣告	平成14年10月25日	午後	2時00分	議 長	井上 善一	
閉会日時及び宣告	平成14年10月25日	午後	3時15分			
会議録署名委員	上 野 守	上 田 實				
会 長	井 上 善 一					
委 員	委 員 氏 名		出欠等	委 員 氏 名		出欠等
	副会長	中 元 清 吉		委 員	久 世 隆 博	
	委 員	得 能 鶴 利		委 員	上 田 實	
	委 員	上 野 守		委 員	阿 部 道 忠	
	委 員	大 星 政 人		委 員	二 宮 英 喜	
	委 員	廣 瀬 秀 晴		委 員	阿 部 好 晴	
	委 員	田 中 康 司		委 員	山 本 眞 平	
	委 員	山 口 和 哉		委 員	宮 下 寛	
	委 員	篠 川 晴 子		委 員	井 戸 本 昭 夫	
	委 員	大 森 次 郎		委 員	石 崎 照 夫	
	委 員	樋 田 剛		委 員	福 島 朝 行	
	委 員	小 林 栄 喜	×	委 員	井 上 喜 代 男	
	委 員	木 下 清		委 員	河 野 ヤヨイ	
	委 員	古 田 宇 佐 彦		委 員	藤 村 泰 昭	
	委 員	二 宮 定 正		委 員	宮 本 敏 光	×
	委 員	藤 井 順 子		委 員	谷 口 利 治	
	委 員	田 縁 柳 太 郎		委 員	佐 々 木 喜 美 香	
	委 員	中 藤 勇				
	委 員	栗 上 岳 久				
	顧 問	顧 問	高 門 清 彦			
幹 事 会	幹 事 長	畑 中 芳 久		副 幹 事 長	清 水 博 義	
	幹 事	菊 池 和 彦		幹 事	森 口 又 兵 衛	
	幹 事	濱 口 市 作		幹 事	近 田 三 郎	
合併協議会事務局	事務局長	増 田 愛 明				
	総務班長	山 本 桂 二		調整班長	坂 本 明 仁	
	計画班長	三 好 要		班長補佐	河 上 芳 輝	
	庶 務	明 神 千 登 勢				
会 議 次 第	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
傍 聴 人 の 数	4人					

会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ
- 3 . 会議録署名人の指名について
- 4 . 議事

議案

議案第 6号 合併協定項目の協議スケジュール及び協議方針について
協議

（継続協議）

協議第 1号 合併の方式について

協議第 2号 合併の期日について

（新規協議）

協議第 3号 新町の名称について

協議第 4号 新町の事務所の位置について

協議第 5号 機構及び組織の取り扱いについて

協議第 6号 財産の取り扱いについて

協議第 7号 町議会議員の任期及び定数の取り扱いについて

協議第 8号 農業委員会委員の任期及び定数の取り扱いについて

協議第 9号 条例・規則の取り扱いについて

協議第 10号 新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について

その他

合併重点支援地域指定要望について

第3回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程について

- 5 . 副会長（伊方町長）あいさつ
- 6 . 閉 会

<p>協議会事務局長</p>	<p>失礼します。</p> <p>皆様大変お待たせをいたしました。一同御起立お願いいたします。礼。御着席ください。どうもありがとうございました。</p> <p>本日は、大変お忙しい中御参集を賜り、まことにありがとうございます。</p> <p>本日の会議は、規約第10条の規定により、出席者が過半数に達しておりますので、この会議は成立いたしました。</p> <p>ただいまから伊方町・瀬戸町合併協議会第2回会議を開催いたします。</p> <p>本日の会議は、皆様のお手元の次第に沿って進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、井上会長のごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>井上会長</p>	<p>それでは、失礼いたします。</p> <p>開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>今日は、午前中伊方町で原子力防災訓練が行われまして、この委員の皆様方の中にも関係した方がいらっしゃると思います。そういう意味では、午前中に引き続きまして協議会の会議に御出席をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。</p> <p>加えまして、伊方町の委員の皆様方におかれましては、わざわざ本町まで足をお運びいただきまして、本当に御苦労でございます。隣接しておる町とはいえ、多分昔から我々が東に向いていくというのは比較的機会が多ございますけれども、東の方が西を向いてくるというのはそういう目的、特別なことがなかったら、通常は来る機会が少ないんじゃないかというふうに思いますけれども、これからこの協議の場を通じて、あるいはそれ以外の機会も含めまして、お互いが行ったり来たりしながら、予報というのを的確に把握して、この協議の場でそれを生かしていく、そういう場も必要であるかなというふうに思います。そういう意味では、近い仲というような形で、これからの協議が進んでいけばありがたいと思います。</p> <p>今日は、お手元にお配りしておりますように、前回の会議に提案いたしました継続協議の案件、あるいは新規に提案する協議案件等々、お手元の資料に基づきまして御協議をお願いしたいと思います。</p>

<p>協議会事務局長</p>	<p>います。どうか十分な御協議をいただきまして、それぞれの協議案件がスムーズにこの趣旨にのっとり皆様方の御協力をいただきますように、心よりお願いを申し上げます。ごあいさつといたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、早速会議に入らせていただきます。</p> <p>これより議事進行は、規約第10条の規定によりまして、井上会長に進めていただきますので、よろしくお願いたします。</p>
<p>井上会長</p>	<p>それでは、会議次第の3番になります会議録署名人の指名についてお諮りします。</p> <p>まことに僭越でございますが、第1回協議会の例に倣い、私の方で指名させていただいてよろしゅうございましょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>井上会長</p>	<p>それでは、本日の会議録署名人に、伊方町の上野守委員と瀬戸町の上田實委員を指名いたします。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、早速ですけれども、議事に入ります。</p> <p>最初に、議案から審議をお願いいたします。本日の議案は1件でございます。</p> <p>議案第6号合併協定項目の協議スケジュール及び協議方針についてを議題といたします。</p>
<p>総務班長</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>失礼いたします。</p> <p>議案資料1ページをお開きいただいたらと思います。</p> <p>議案第6号合併協定項目の協議スケジュール及び協議方針について。</p> <p>合併協定項目の協議スケジュール及び協議方針について別紙のとおり定める。</p> <p>平成14年10月25日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>次、2ページお開き願います。</p> <p>合併協議会におけます協議項目の協議スケジュールで、任意協議会で協議するもの、それから法定協議会で協議いたしますものを載せてございます。</p> <p>任意協議会で重要な基本的協議項目5項目の協議、法定協議会</p>

で特例法に規定する項目 6 項目、その他必要な項目 1 1 項目の協議を実施することとしての協議項目の確認目標時期を掲げております。現在、この任意合併協議会で合併協議の前提となります基本的協議項目 5 項目についての方針を協議していますが、この方向性が決まれば法定協議会へ移行し、住民の関心が深く、住民生活に直接かかわってきます行政格差の調整に関する項目でありますとか、組織や身分に関します項目でありますとか、新町の運営や改正に関します事項、そして合併合意を前提に協議いたします項目 2 2 項目について、関連の深い協議項目から具体的に協議することといたしております。

協議の最終確認完了の目標時期は、新町発足までの事務的処理の関係により、合併目標期日、提案しております平成 1 6 年 1 0 月とした場合、遅くとも 6 カ月前には完了する必要があります。並びに議会の議決、協定書の調印などの準備期間が 2 カ月程度必要なため、それまでに協議を完了する必要があります。合併期日の 8 カ月前を予定し、合併協議項目の協議完了期日を、その 2 ページの一番下に掲げておりますが、平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日を目標としてございます。この限られた期間内に円滑に協議するため、事務事業の調整を実施するために、専門部会の設立会議を去る 1 0 月 1 8 日に開催いたしまして、事務事業一元化のための作業を開始いたしております。

なお、専門部会では主に事務事業を調整していただきますが、その表には 2 1 項目の協議しか掲載しておりません。2 2 項目めの協議項目として、各種事務事業の取り扱いにつきましては専門部会での事務事業の調整作業の進捗状況などにより、協議方針の確定したものから随時提案する予定です。提案の順位につきましては、住民負担、利益に関します事項から優先して協議していく予定でございます。

次のページをお開きください。

このページには、合併協定項目の協議をするに当たっての協議方針につきまして、その原則と事務事業のすり合わせの基本的考え方について掲載をさせていただいております。協議の調整に当たっての考え方といたしまして、町が合併するに当たり、関係住民が行政制度の違いにより不利益を受けたりすることがないように

井 上 会 長	<p>行政制度や事務事業についての協議項目を協議会や専門部会等で調整方針を検討、調整確認することとなります。この調整方針を検討するに当たって、標準の協議原則がございます。そこに示しています6項目の原則を踏まえ、協議調整していくこととなります。この6原則は、マニュアルにあります協議原則とさせていただきます。</p> <p>それから、以上6項目のこの原則により、関係町の住民の理解が得られるか、合併後の住民生活がより向上するかなどを視点を協議することとなります。事務事業の合併調整方針はどのように調整されているかでございますが、合併調整方針の先例事例から見ますと、住民サービスは高い基準に、住民負担は低い水準に調整されているようでございます。そのために、事務事業のすり合わせにはどのようなものがあるか、その下に表にさせていただきます。</p> <p>現在両町で実施しているすべての事務事業と現在専門部会で標準的な事務事業の一覧を仮に作成してございます。約900項目余りに事務事業の項目になってございます。この事務事業一覧にない事業、いわゆる単独事業等を合わせますと、1,000項目以上の調整が必要になるのではないかと考えております。このすべての事業について、両町の制度、それから事務事業について協議の原則をもとに、両町の具体的な調整方針案の策定作業を実施していただくこととなります。</p> <p>調整方針の例といたしましては、現行どおり新町に引き継ぎ存続させるもの、一元化するもので統合するもの、新たに制度化再編されるもの、これについては合併時にするのか、合併後にするのか、その辺のすり合わせでございます。並びに、最後に廃止されるもの、合併時に廃止するか、合併後に廃止するか、以上のような方法でのすり合わせになろうかと思っております。</p> <p>以上、申し上げました協議項目の確認目標時期、協議項目の協議方針での協議の調整を実施することの今回の御提案でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいま事務局より協議項目の協議スケジュールと合併協定項目の協議方針について御説明がございました。</p>
---------	--

井上会長	<p>御質疑ございませんか。 特にございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 特別御質疑もないようでございますので、議案第6号について採決いたしたいと思えます。 議案第6号合併協定項目の協議スケジュール及び協議方針について原案のとおり決することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。 次に、協議事項を議題といたします。 まず最初に、継続協議2件について議題といたします。 この継続協議の案件につきましては、第1回協議会で提案し、今回の協議会で確認いただく予定としているものでございます。 では最初に、協議第1号合併の方式についてを協議議題といたします。 これにつきましては、第1回協議会におきまして事務局より説明をいただいておりますし、皆さんにおいて御質問、御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。 ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特に御質疑もないようでございます。 それでは、協議を終了いたします。 お諮りいたします。 協議第1号合併の方式につきましては、原案のとおり確認済みとさせていただきますよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。ありがとうございます。 それでは、御確認いただいたものとさせていただきます。 では次に、協議第2号合併の期日についてを協議議題といたします。 これにつきましても、事務局より前回説明済みでございます。委員さんにおいて御意見、御質問がございましたら御発言をお願いいたします。</p>

井上会長	<p>ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>特に御意見もないようでございますので、協議を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第2号合併の期日につきまして、その目標期日を平成16年10月1日までとし、合併期日につきましては今後の協議事項の進捗状況に応じて、改めて協議するということで確認させていただいてよろしいでしょうか。</p>
井上会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、御確認いただいたものとさせていただきます。</p> <p>なお、この合併の期日についての協議項目は、後日改めて協議されることになりました合併の期日が協議会で正式に確認されますまでは、継続協議の取り扱いとさせていただきますので、御了承をお願いいたします。</p> <p>それでは次に、新規の協議事項について議題といたします。</p> <p>本日、事務局から提案される協議議題は8件でございます。</p> <p>最初に、協議第3号新町の名称についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
総務班長	<p>それでは、失礼いたします。</p> <p>別に配付しております協議資料をごらんいただいたらと思います。</p> <p>協議資料第3号新町の名称について。</p> <p>新町の名称について提出する。</p> <p>平成14年10月25日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>次のページお開き願ったらと思います。</p> <p>次のページに調整内容でございます。今回提案の基本調整方針は、新町の名称については住民小委員会に付託・検討し、協議会で協議することでの提案としています。</p> <p>なお、小委員会に付託いたします協議項目の調整方針欄は空欄としてございますが、小委員会での方針決定次第、再度協議会に御提案、確認することで空欄としてございます。</p>

	<p>市町村の名称は、合併の方式により相違がございますが、お手元の資料の留意事項に記載しておりますように、新設合併の場合は関係町はすべて廃止されますので、新町の名称を決める必要があります。先進事例では、旧市町村の名称を使用したもの、歴史的由来等を考慮し、わかりやすいひらがなの名称をつけて新しい市町村の名称をしているところもあります。名称につきましては、最も住民の方の関心の高い項目であり、名称の選定には慎重な対応がなされているようでございます。本日の新町の名称については、基本調整方針案として住民小委員会に付託し、名称の選定方法や候補名称の選定などについての方針を検討し、協議会で協議することでの御提案といたしているところでございます。</p> <p>御参考までに、次のページに伊方町と瀬戸町の町村合併の変遷と両町の町名の由来についてお示しいたしております。お目通しのほどお願いをいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
井上会長	<p>ただいま事務局より説明がありましたけども、この協議案件につきまして御意見、御質疑はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございます。</p> <p>それでは、確認させていただきます。</p> <p>協議第3号新町の名称につきましては、住民小委員会に付託・検討し、協議会で協議するとの事務局提案であります。これに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしということでございます。</p> <p>それでは、確認いただきましたので、本案件につきましては住民小委員会に付託させていただきます。</p> <p>次に、協議第4号新町の事務所の位置についてを議題といたします。</p>
総務班長	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>協議第4号新町の事務所の位置について。</p> <p>新町の事務所の位置について提出する。</p> <p>平成14年10月25日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。</p>

次のページをお開きください。

新町の事務所の位置については、行政組織小委員会に付託・検討し、協議会で協議することの基本方針での御提案でございます。

検討留意事項に掲げておりますように、市町村の事務所の位置は地方自治法の規定により条例で定めることとされており、新設合併の場合、新たに条例で定める必要がございます。基本的な考えといたしまして、事務所の位置については住民の利用に最も便利であるように、交通事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないとされています。このようなことを勘案し、事務所の位置、事務所の事務の方式など、事務所の位置を定めるための基本的な事項について検討する必要があります。

また、住民の日常生活にも影響いたしますので、庁舎の利用方式、形態にも十分配慮する必要がございます。5の1ページに、留意事項の下に事務所設置の関係法令の根拠を明記をいたしてございます。

それから、備考に支所・出張所の設置にかかわります定義。支所の設置に当たりましては、相当の職員が常時勤務する。出張所については、町村役場の窓口の延長であるということを明記をしてございます。

次のページをお願いいたします。事務所の2町の庁舎の現況などを掲げてございます。本庁、支所、出張所、交通事情、官公署等の現況を載せておりますので、お目通しをいただけたらと思います。

次のページをお開き下さい。

庁舎の利用方式でございますが、事務所の位置を定めると、現庁舎の利活用の方法を検討する必要がございます。合併時において住民サービス、住民の日常生活に支障を来さないようにする必要があります。そのことを念頭に置いて、利用方式、利用形態をあらかじめ協議しておく必要がございます。利用方式には、5の3ページにございますように、3つの方式がございます。

まず、本庁方式。これにつきましては、現在両町の組織機構と同様でございます。2町の組織を1カ所の庁舎に、本庁に集約い

たしまして、本庁以外の従来の庁舎は支所、出張所として利用する。メリットといたしましては、事務の効率化が図れますとか、新町誕生の印象が印象づけられる。それから、デメリットとしては新庁舎を建てるということになると多大な費用がかかる。支所となった庁舎の利用形態を検討する必要があるということのメリット、デメリットがございます。

続いて、分庁方式でございますが、2町の従来の庁舎に行政機能を持たせまして、現施設に行政部門を振り分け利用する。機能分散型方式になろうかと思えます。町民の日常生活に支障を来さないように、両庁舎にそれぞれ窓口業務を付加するというようなことになろうかと思えます。片一方の庁舎には、総務、福祉、厚生部門の機能を置くと、それから片一方の庁舎には産業、建設、商工部門等の機能を設置するというような機能を分散させての方式でございます。メリットといたしましては、既存施設の利用のための改造程度ぐらいで済む。デメリットとしては、機能を分散しているために住民が戸惑う。住民に対する周知が必要になってくる。住民に混乱を生じさせるおそれもありますので、日常生活に支障を来さないよう両庁舎に受付相談窓口が必要であるということになります。

続いて、最後の総合支所方式でございますが、総合支所方式につきましては管理部門や事務局部門を除きまして、従来の町の庁舎に行政機能をそのまま残すという方式でございます。合併前の町の区域を所管区域として、本庁において処理する事務を除く住民サービスを提供します総合行政機関と、県で言えば地方局を想定していただければと思えます。メリットといたしましては、住民や職員にとって最も現状に近い。住民サービス及び事務事業の混乱が起きにくく容易に提供でき、違和感がない。デメリットとしては、職員数が今と同数程度必要であり、人件費等の削減が期待できにくい。合併による事務の効率化が生かされないということになります。新町の一体感に欠ける面もあるというような、この3方式がございます。

次のページをお開き下さい。利用方式の例をフロー化したものでございます。

お目通し下さい。

井上会長	<p>それから、5の5ページ、次のページでございますが、現在の組織・機構について記載しています。事務所の位置の決定と深いかわりがございますので、参考資料として添付してございます。利用方式が決定すれば、機構及び組織の取り扱いの協議の中で、住民の利用しやすい、住民サービスの低下を招かないよう協議されることとなります。</p> <p>最後に、全国の先進事例及び県内の先進事例でございますが、5の1ページの中ほどに載せてございます。事務所の決定の理由、他の地域の庁舎の利用方式などを掲載いたしておりますので、お目通しをお願いします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>新町の事務所の位置について、ただいま事務局より提案説明がございましたが、御質疑はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>格別ないようでありますので、それでは確認させていただきます。</p> <p>協議第4号新町の事務所の位置につきましては、行政組織小委員会に付託・検討し、協議会で協議するとの事務局提案について御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、御確認いただきましたので、行政組織小委員会に本案は付託させていただきます。</p> <p>次に、協議第5号機構及び組織の取り扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
総務班長	<p>協議第5号機構及び組織の取り扱いについて。</p> <p>機構及び組織の取り扱いについて提出する。</p> <p>平成14年10月25日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>次のページをお開き下さい。</p> <p>この機構及び組織の取り扱いについては、新設合併の場合、合併関係市町村2町は消滅するため、その機構・組織につきましても消滅することとなります。条例や規則に基づき新たに設置する</p>

	<p>必要がございます。お手元の資料の留意事項に記載しておりますように、地方自治法や各種行政組織に関する法令等により、新町の町長職務執行者が事務処理に不都合のないよう、合併期日の発足日に専決処分し、施行することとなります。また、合併後円滑な行政執行のため、あらかじめ協議し、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮する必要がございます。本日の機構及び組織の取り扱いについては、基本調整方針案につきまして行政組織小委員会に付託し、機構・組織の整備方針や組織機関について検討し、協議会で協議するという方法を御提案をいたしてございます。先進地の事例でも小委員会に付託し、対応しているようでございます。機構及び組織につきましては、住民にわかりやすく利用しやすく、新町における将来構想にも配慮した整備がなされているようでございます。</p> <p>御参考までに、6の2ページ、次のページでございますが、伊方町と瀬戸町の現在の機構・組織、次の6の3ページには機構・組織の設置根拠法令等をお示しいたしてございます。お目通し下さい。この機構・組織の取り扱いの中で協議しなければならないのが、本庁組織、出先機関、それから附属機関、この3件を検討・協議することになるのかなと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
井 上 会 長	<p>ただいま事務局より御説明がございましたが、機構及び組織の取り扱いについて、委員の皆さんの方で御意見、御質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井 上 会 長	<p>格別ないようでありますので、確認させていただきます。</p> <p>協議第5号機構及び組織の取り扱いにつきましては、行政組織小委員会に付託・検討し、協議会で協議することの事務局提案について御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井 上 会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、御確認いただきましたので、本案につきましては行政組織小委員会に付託させていただきます。</p> <p>続きまして、協議第6号財産の取り扱いについてを議題といたします。</p>

調 整 班 長

事務局の説明を求めます。

協議第6号財産の取り扱いについて。

財産の取り扱いについて提出する。

平成14年10月25日提出。

伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。

次のページをお願いいたします。

基本調整方針の欄にありますように、本案は財産の取り扱いについては総務小委員会に付託・検討し、協議会で協議するという提案内容でございます。

まず最初に、財産についての説明をさせていただきますので、資料の最後のページ、7の5をごらんいただきたいと思います。

ここに財産の定義といたしまして、根拠法令から説明を載せておりますので、朗読させていただきます。

まず、財産とは。地方自治法上、財産とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいい、およそ財産権の対象となるもので、地方公共団体の所有に属するものはほとんどすべて財産の範囲に含まれるという規定でございます。ただし、歳計現金は財産の範囲からは除外されております。

財産の管理及び処分。地方公共団体の財産を交換し、出資の目的とし、または支払い手段として使用することは原則としては禁止をされております。

財産の区分と説明ということで、財産の区分、法的制約等について説明いたします。

まず最初に、公有財産。この公有財産というのは、地方公共団体の所有に属する財産のうち、基金に属するものを除く不動産、特定の動産物件、無体財産権、有価証券及び出資による権利を公有財産と言います。それで、公有財産は行政財産と普通財産に区分されることになっております。行政財産とは、地方公共団体において公用または公共用に供し、または供することを決定した財産をいいます。行政財産については、貸し付けたり、交換したり、売り払ったり、私権を設定したりすることが禁止されております。ただし、行政財産である土地については、その用途を妨げない限度において貸し付け等を行うことができることになっております。普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいいま

す。普通財産は、行政財産と異なり、直接行政執行上の目的に使用するものではありませんから、これを貸し付け、交換し、売り払い、あるいは私権を設定することが認められております。信託も可能となっております。備考欄にありますように、公有財産の範囲といたしましては不動産、船舶、浮き桟橋、航空機等、それから前2号に掲げる不動産及び動産の従物、4番として地上権、地役権、鉱業権、以下ここに掲載しているようなものがございませぬ。後ほど両町の財産について御説明いたします。

次に、物品。物品とは、地方公共団体の所有に属する動産で、現金、公有財産に属するもの及び基金に属するものを除いたもの及び地方公共団体が使用のため保管する動産を物品と言います。物品は、備品、消耗品、動物等に分類することができまして、この出納及び保管は収入役の権限となっております。

債権。債権とは、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利の一切をいいます。地方公共団体が地方公共団体以外の者に対して金銭の給付を請求し得るすべての権利を含んでおります。債権の例としましては、地方税、分担金、過料、物権の売払代金、貸付料などが上げられます。

最後に、基金です。基金とは、地方公共団体は条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために基金を設けることができます。それで、特定の目的のために財産を取得し、または資金を積み立てるための基金を設けた場合には、当該目的のためでなければ処分ができないこととなっております。

では、最初の7の1ページをお願いいたします。

これから掲載しております資料は、平成13年度決算に関する両町のデータでございます。先ほど説明いたしました財産の区分によりまして、両町の財産について御確認いただきたいと思っております。

まず、所有する公有財産、(1)といたしましては土地及び建物を掲げております。合計欄でいいますと、伊方町土地が5万1千3百51.2㎡、建物が7万6千377.7㎡、瀬戸町土地が4万7千2百22.7㎡、建物4万8千6百㎡となっております。

以下、山林、動産、物件、無体財産権、有価証券として掲載し

井上会長	<p>ております。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>このページにありますのは、まず（７）出資による権利でございます。出資金、出捐金等、関係団体等に出資しているもの。合計伊方町が５億１１９万３千円、瀬戸町が１億５，８３１万４千円となっております。</p> <p>（８）不動産の信託の受益権はありません。</p> <p>物品といたしまして、車両等伊方町が５８台、瀬戸町が４９台となっております。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>引き続き、物品の（２）装置といたしましては、両町行政無線装置等がございます。内訳は御確認いただきたいと思います。</p> <p>３番、債権。債権といたしましては、奨学資金の貸付金及び住宅新築資金等の貸付金合わせまして、伊方町が２億４，３９８万９千円、瀬戸町が６，５３７万６千円となっております。</p> <p>先ほど最後に御説明いたしました基金ですが、一般財政調整基金、それから目的基金等掲げておりまして、合計金額伊方町が７４億２，７４８万５千円、瀬戸町が１８億５，１３４万９千円となっております。</p> <p>５番、財産区有財産は両町ともございません。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>ここに上げておりますのが負の財産として、地方債の現在高を上げております。地方債とは、一言で言いますと地方公共団体の借入金でございます。伊方町が総計６０億１，８９１万１千円、瀬戸町が３８億３，２３４万８千円です。</p> <p>２番といたしまして、債務負担行為の状況といたしまして、物件の購入等に係るもの、債務保証等に係るもの、その他合わせまして伊方町が２３億９，９９０万円、瀬戸町が２億６，６２５万８千円となっております。数値は平成１４年度以降の支出予定額を掲載いたしております。</p> <p>以上、財産につきまして御説明いたしましたが、詳細につきましては総務小委員会の中で御検討いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま事務局から財産の取り扱いについて説明がありました</p>
------	---

井上会長	<p>た。</p> <p>何か御質疑、御意見はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>特にないようでございますので、それでは確認させていただきます。</p> <p>協議第6号財産の取り扱いにつきましては、総務小委員会に付託・検討し、協議会で協議するとの事務局提案のとおり、これに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、御確認いただきましたので、本案件につきましては総務小委員会に付託させていただきます。</p> <p>引き続きまして、協議第7号町議会議員の任期及び定数の取り扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
調整班長	<p>協議第7号町議会議員の任期及び定数の取り扱いについて。</p> <p>町議会議員の任期及び定数の取り扱いについて提出する。</p> <p>平成14年10月25日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>基本調整方針の欄にありますように、町議会議員の任期及び定数の取り扱いについては、総務小委員会に付託・検討し、協議会で協議するという提案内容でございます。</p> <p>資料の説明に入ります前に、合併と町議会議員の関係について御説明いたしますと、市町村合併が行われた場合は合併市町村の法人格が消滅するため、地方自治法の原則といたしましては在任する関係町の議会議員は失職することとなり、新しく発足した町で議会議員の選挙を行うこととなります。しかしながら、合併市町村の激変緩和と市町村の自主的な合併促進を目的に、合併特例法では合併後の市町村議会議員の定数や在任期間に関する特例措置を認めております。そのため、これからの合併協議に当たりましては合併特例法に規定されている特例を適用するか否か、また適用するとすればどの特例をどのような内容で適用するかを決定する必要があります。資料8の1ページでは、その決定方法につ</p>

いて3つの例を挙げております。

まず、合併特例法を適用しない場合として縦に御説明いたします。

先ほど言いましたように、合併関係町の議会議員の身分は、合併関係町の廃止と同時に失職するということとなります。任期は、新たに選挙をしましたら選挙の日から4年間。定数といたしましては、地方自治法第91条第1項により、合併市町村の人口に基づき算出した議員の定数となりまして、人口5,000以上1万未満の町におきましては議員の数は18名というふうなことで規定されております。後で説明させていただきますが、人口は官報で公示された直近の国勢調査またはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口ということで規定されております。選挙の期日は、新町設置の日から50日以内ということになっております。選挙すべき議員の数は、法定の定数である18名ということです。これは、特例を全く適用しない場合ということになります。

次に、真ん中の列に入りますが、合併特例法で認められております定数に関する特例、これは第6条になるわけですが、その特例を活用した場合です。この場合は、先ほどと同じように合併時に議員は失職することになります。任期は選挙の年から4年ということです。定数に関して変わってまいりまして、合併関係町の協議により、設置選挙に限り地方自治法第91条第1項の定数の2倍を超えない範囲で定数を増加することができます。ですから、先ほど言いました18名の2倍、36人以内で定数を定めることができます。ただし、この特例による定数は最初の1回の選挙だけです。それに解散または総辞職等により議員がすべてなくなったときは、もとの定数に復帰するということです。選挙期日は、先ほどと同じように設置の日から50日以内。選挙すべき議員の数は、増加した定数ということになります。

次に、右端の例、これは合併特例法第7条による在任に関する特例という特例です。この特例を適用いたしますと、合併関係町の協議により合併後2年を超えない範囲に限って、在職する議員は引き続き新たに設置される関係町の議会の議員として在任することができます。任期といたしましては、合併後2年を超えない

範囲で協議で定める期間となっております。定数は、地方自治法第91条の規定による定数を超えたときは当該数をもって合併町の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、または議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は同条の規定による定数に至るまで減少するというので、合併時の両町の議員さんそのまま在職するというふうなことになります。ですから、選挙は行わないという規定です。

次のページをお願いします。

このページでは、新設合併における先進地の事例を参考として掲げております。

まず、最初に説明しました合併特例法を適用しない場合、この例といたしましては東宇和・三瓶町が合併特例は適用せず設置選挙を実施、議員定数を31とし、旧町ごとの小選挙区とするというふうなことで協議を行っております。

2番目に説明いたしました定数に関する特例、これに関しては先進事例がないようでございます。

3番目に説明しました在任に関する特例、ほとんどがこの在任の特例を活用いたしております、右に掲げているような状況でございます。

下の欄は、伊方町・瀬戸町の両町の首長・議員等の任期の一覧です。御確認をいただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。

このページでは、市町村議員の定数及び任期に関する法令ということで、地方自治法の原則を掲げております。

最初に、左上にあります、市町村議会議員の定数。3番目の人口5,000以上1万人未満の市町村22人とありますが、先ほど説明いたしましたように、下の四角書き、平成15年1月1日からこれが改正されるようになっておりまして、現在は22人なのですが、18名に減少することになります。合併協議の上では新町の議員定数は18名ということで御認識をいただいたらと思っております。

右の欄に行きまして、公職選挙法を掲げております。設置選挙第117条とあります。市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は当該市町村の議会の議員及び長につい

て、それぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならないと、これが原則論でございます。ただし、先ほど言いましたように定数の特例と在任の特例というのが合併特例法にありますので、次のページをお願いいたします。その特例を説明したものがこのページでございます。左の欄が定数に関する特例です。一番下の四角であります。定数特例による議員定数といたしまして、改正地方自治法、平成15年1月1日以降は新町の定数は自治法上では18人となりますが、これの2倍まで可能ということで36人以内で設置選挙を行うことができるということです。ただ、これは設置選挙を行った場合についての適用です。

右側の在任に関する特例につきましては、下の四角のところを見ていただいたらと思いますが、在任特例を適用した場合の議員定数、伊方町の在任議員数が16名、瀬戸町が12名、合わせて28名、新町になりましたら在任特例を適用いたしましたら、そのまま28名の議員さんが2年以内の期間在任することが可能という特例になっております。

次のページをお願いします。

最後に、今まで説明したものをこの一覧表で掲げております。先ほど説明いたしましたが、町長に関しましては議会議員と違しまして、特例措置はございません。ですから、合併時に両町長は失職することになりまして、新町発足から50日以内に新町長の選挙を実施することになります。任期は選挙の日から起算されまして4年間ということになります。下の3段が先ほど説明しました特例措置を適用しない場合、定数特例を適用した場合、在任特例を適用した場合ということで、町議会議員のパターンを3例掲げております。繰り返しますが、適用しない場合は伊方町16名、瀬戸町12名の議員さんは発足時に失職して設置選挙を行うことになります。地方自治法上の定数であります18名の定数によって選挙を行うということが特例措置を適用しない場合ということです。真ん中にありますのが定数特例を適用した場合ということで、新町発足時に両町議員が失職し設置選挙を行います。特例措置により議員の数を定数の2倍まで増加することができますので、36人以内の定数を定めて合併時に選挙することが

井上会長	<p>できるということでございます。在任特例を適用した場合は、新町発足時に設置選挙を行わずに両町の議員がそのまま在任すると、2年を超えない範囲で協議で定める期間在任するという事になっております。</p> <p>以上、表にまとめておりますので、御確認いただけたらと思います。本議会議員の任期及び定数の取り扱いについては総務小委員会の方で詳しく御議論いただきたいと思ひます。よろしく御願ひいたします。</p>
栗上委員	<p>ただいま町議会議員の任期及び定数の取り扱いについて事務局から説明がございました。</p> <p>これにつきまして御質疑はございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
調整班長	<p>8の2なんですけれども、東宇和・三瓶町は合併特例法を適用しないということになっておる。ここは、定数に関する特例を適用しとんじゃないかと思うんですがね、東宇和の場合は。ここは、定数の上に各町1名とする。5名ふやしてますんで、一番上ではないんです。真ん中の欄にしとった方がいいんじゃないかと思ひますがね。</p>
井上会長	<p>失礼します。新聞記事をそのまま引用いたしましたので、中身を承知しておりませんでした。訂正させていただけたらと思ひます。ありがとうございます。</p>
栗上委員	<p>今言われましたのは、8の2のページのところに東宇和・三瓶については一番上に載ってますけれども、これは定数特例を適用しているということですので、一つ下の真ん中に下りるといふようなことでございます。</p>
井上会長	<p>それともう一点、4月1日が3月31日。</p>
井上会長	<p>わかりました。合併の時期が16年3月31日、これも4月1日になってますけれども、訂正をお願いします。</p> <p>御意見、御質疑はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ないようでございます。</p> <p>それでは、確認させていただきます。</p> <p>協議第7号町議会議員の任期及び定数の取り扱いにつきましては、総務小委員会に付託・検討し、協議会で協議するとの事務局</p>

井上会長	<p>提案に御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、御確認いただきましたので、本案は総務小委員会に付託させていただきます。</p> <p>次に、協議第8号農業委員会の委員の任期及び定数の取り扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
班長補佐	<p>協議第8号農業委員会の委員の任期及び定数の取り扱いについて。</p> <p>農業委員会の委員の任期及び定数の取り扱いについて提出する。</p> <p>平成14年10月25日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>農業委員会の委員の任期及び定数の取り扱いについては、総務小委員会に付託・検討し、協議会で協議するという提案内容です。</p> <p>具体項目につきまして、現在委員の定数は公選による委員が伊方町が10名、瀬戸町が15名、選任による委員が伊方町が6名、瀬戸町が4名の構成となっており、合計伊方町が16名、瀬戸町が19名となっております。農業委員会の設置について、農業委員会等に関する法律では市町村面積が2万4千ヘクタール以上、または農地面積が7千ヘクタール以上の大きい市町村については、2以上に分けて置くことができますが、新町ではこの面積要件を満たしていないため、1委員会の設置となります。</p> <p>また、委員の定数について選挙による委員の定数は政令で定める基準に従い10人から40人までの間で条例で定めた数の委員を置き、そのほかに選任による委員として農業協同組合等が推薦した理事1名と市町村議会が推薦した5名以内の学識経験者を置くということとなっております。これに対しまして、合併特例法には市町村の合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で新町の被選挙権を有することとなる者は10人以上80人以内の人数で定めた数のものに限り、合併後1年を超えない範</p>

	<p>困で定めた期間、引き続き新町の選挙による委員として在任することができる在任特例が明示されております。</p> <p>また、選任による委員さんにつきましては、特例措置がございませんので、合併後速やかに農業委員会に関する法律に定める手続によりまして委員を選出しなければならないということになっております。</p> <p>なお、農業委員会の委員の任期等に関する特例を適用する場合の合併関係市町村の協議については、合併前に合併関係市町村の議会の議決を得るものとされ、その協議が成立したときは合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければならないということになっております。</p> <p>以上です。</p> <p>井上会長 以上の事務局の説明につきまして、何か御質疑ございませんか。</p>
井上会長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>井上会長 格別ないようでございますので、確認させていただきます。</p> <p>協議第8号農業委員会の委員の任期及び定数の取り扱いにつきまして、総務小委員会に付託・検討し、協議会で協議することの事務局提案について御異議ございませんか。</p>
井上会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>井上会長 異議なしと認めます。</p> <p>それでは、御確認いただきましたので、本案は総務小委員会に付託させていただきます。ありがとうございました。</p>
宮下委員	<p>伊方町の委員の任期が16年からというのは、</p>
井上会長	<p>合併しての任期ということです。</p>
宮下委員	<p>いや、現在の任期ですよ。</p>
井上会長	<p>はい、どうぞ。事務局。</p>
調整班長	<p>失礼します。現在の任期ではないわけですがけれども、この資料といたしましては合併時点での協議ということでございますので、先を見越して合併時に関係する期間を掲げさせていただいております。農業委員会の委員さんは3年間ということでございますので、それまでに1回改選があるわけですがけれども、改選を見込んで合併時にかかわる任期ということでございます。</p>
宮下委員	<p>わかりました。</p>

井上会長	<p>それでは次に、協議第9号条例・規則の取り扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の方から説明を求めます。</p>
班長補佐	<p>協議第9号条例・規則の取り扱いについて。</p> <p>条例・規則の取り扱いについて提出する。</p> <p>平成14年10月25日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>条例・規則の取り扱いについては、総務小委員会に付託・検討し、協議会で協議するという提案内容です。</p> <p>新設合併における関係町においては、合併が行われた場合には町の法人格が消滅するため、当該条例・規則等は失効することとなります。このため、新町において必要な条例・規則は原則として新町において新たに制定し施行する必要があります。</p> <p>なお、条例・規則等の整備については、あくまで業務内容に伴うもので、それ自体が独立先行するものではありませんので、両町の事務調整表を先につくり新町の業務内容を明確にした上で、根拠法令に基づいて合併時に即時施行を必要とする事務事業については合併時まで策定することとし、合併後に調整を行うものについては事務事業に必要な条例、附則等については、合併後速やかに制定することとなります。具体項目については、両町の例規集により目次だけ添付しておりますので、お目通しをいただいたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
井上会長	<p>ただいま御説明がございました事務局の説明につきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、確認させていただきます。</p> <p>協議第9号条例・規則の取り扱いにつきましては、総務小委員会に付託・検討し、協議会で協議するとの事務局提案について御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>御確認いただきましたので、本案は総務小委員会に付託させて</p>

計 画 班 長	<p>いただきます。ありがとうございました。</p> <p>では次に、協議第10号新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>失礼します。</p> <p>それでは、11ページを説明させていただきます。</p> <p>協議第10号新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について。</p> <p>新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について提出する。</p> <p>平成14年10月25日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>それでは、次のページ、11の1をごらんください。</p> <p>基本方針としまして、新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成については、企画小委員会に付託・検討し、協議会で協議するという提案内容にしております。</p> <p>新町の建設計画は、合併に際し、住民に合併のまちづくりに関するビジョンを示し、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば新町のマスタープランとしての役割を果たすものです。また、新町建設計画を基礎として、さまざまな財政支援措置が講じられることになっております。</p> <p>次に、留意事項ということで書いております。新町建設計画のポイントということで、1から5項目ございます。</p> <p>1番として、将来ビジョンと新町建設計画はつながっているもので、当初から建設計画の内容と形式を念頭に置き、将来ビジョンを策定して住民に説明を行うものです。</p> <p>2番目として、新町建設計画の内容は、合併特例法第5条により定めなければならない事項として、4項目ございます。基本方針、根幹となるべき事業、公共施設の統合整備、財政計画となっております。各町の総合振興計画を全て引き取って計画に盛り込み、新町になって審議し、合併特例債の具体的な用途を決めるといった手法もありますが、真に新町の建設に資する事業を選び、合理的で健全な財政運営に裏づけられた着実な計画とすべきと考えております。</p>
---------	--

井上会長	<p>3番目として、対象事業の財源として、新町建設計画に基づいて行う事業は、合併特例債を活用することができ、起債充当率95%、元利償還金の70%を普通交付税で措置するものです。なお、合併後の町が過疎地域に該当しない場合でも、旧過疎地域市町村の区域を過疎地域とみなして過疎債の活用が認められています。</p> <p>4番目として、対象事業のポイントとして、事業が圏域としての重要事業、総合振興計画に記載の事業、住民意向調査で要望の強い事業等の懸案事業、駆け込み事業のカットということになっております。</p> <p>5番目として、ネーミングとして、市町村建設計画の冠にこだわらず、まちづくり、ビジョンとするのも一案ということですが、</p> <p>今後、企画小委員会を開催し、将来構想の策定、建設計画の作成について御審議いただくこととなります。事務局の方からは以上です。</p> <p>どうも御苦勞でございます。</p> <p>ただいまの事務局の御説明につきまして、何か御意見、御質疑はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、確認させていただきます。</p> <p>協議第10号新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成については、企画小委員会に付託・検討し、協議会で協議するとの事務局の提案に御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、御確認いただきましたので、企画小委員会に付託させていただきますことといたします。</p> <p>以上で協議を終了いたします。</p> <p>新規協議の8件につきましては、早速それぞれの小委員会に付託させていただきます。小委員会におきましては、委員長さんを中心に委員の皆様方の積極的な御意見を賜り、活発で迅速なる協議をお願いいたします。</p> <p>では次に、その他でございますが、1番目の合併重点支援地域指定要望についてを議題といたします。</p>

<p>総務班長</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>失礼いたします。その他の資料の表紙、次の12ページをお開き下さい。</p> <p>内容につきましては、13ページに伊方町・瀬戸町2町の合併重点支援地域への指定についての要望書の記載内容でございます。この合併重点支援地域の要望につきましては、国の市町村合併支援プランに沿った積極的な支援を受け、個性あるまちづくりを実施するため指定要望するものでございます。合併重点支援地域の指定は、市町村合併が進んでいます地域を愛媛県が指定することになります。指定を受けると国の補助事業の優先採択でありますとか、重点投資といった支援が受けられることとなります。</p> <p>また、県の支援といたしましては県事業の重点配分などの支援策が講じられることとなります。県内の支援地域の指定状況は、10月現在協議会設置数、県下で14協議会55市町村でございます。うち11地域、11協議会の49市町村が指定を受けてございます。その内訳といたしまして、法定協議会が10協議会35市町村、任意協議会が14市町村となっております。</p> <p>本協議会からの合併重点支援地域の指定については、県内の合併協等の動向を踏まえつつ指定要望を早期にいたしたいと考えてございます。この要望に当たりましては、この要望書案並びに提出時期については会長、副会長に一任していただきますことを御了承いただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>井上会長</p>	<p>ただいま合併重点支援地域への指定についての要望書の提出につきまして事務局から御説明があったわけではありますが、今言われますように本案について会長、副会長に一任をしていただいて、適当な時期、できるだけ早い機会に県に指定要望を提出するというところでよろしゅうございましょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>井上会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、そのようにいたし決定いたします。</p> <p>続いて、その他の2つ目で、第3回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程についてを議題といたします。</p>

<p>総務班長</p>	<p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>その他2番目でございますが、第3回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程についてでございます。</p> <p>第3回目は、来月11月20日水曜日、2時から伊方町役場で開催したいということでございます。よろしく御審議をお願いいたします。</p>
<p>久世委員</p>	<p>11月20日は、東京で全国議長会ということで、できるだけ外してください。私だけの都合で外してくださいということで申し訳ないですけど。</p>
<p>総務班長</p>	<p>一応、この日程の検討に当たりましては、皆様それぞれの日程を調整いたしまして20日ということでさせていただいております。その点御了解いただければと思います。</p>
<p>協議会事務局長</p>	<p>事前に、なかなか日程それぞれ皆さんお忙しい方ばかりであれなんですけど、もう一度それは調整させていただきまして、また後日どうしてもやむを得ない場合にはこの日になるかと思いますが、もう少し日程調整をさせていただきたいと思います。</p>
<p>井上会長</p>	<p>そうということで、ひとつ御了承いただきたいと思います。</p> <p>それでは、事務局からその他の関係で説明願います。</p>
<p>調整班長</p>	<p>失礼します。連絡事項となるわけですが、本日御協議いただきました小委員会の付託案件、それぞれ4つの小委員会に付託されたわけです。次の合併協議会までに、それぞれ小委員会を開催して御協議いただく事項等がありますので、小委員会の委員長さんを中心に、委員長さんにはお手元に日程調整の資料をお渡ししておりますが、ただいま事務局で考えられる日時を掲載いたしました資料で、小委員会ごとに御相談いただきまして、事務局に開催希望日をお知らせいただいたらと思います。できましたら、本日多少早く終わるかと思しますので、それぞれ御相談いただくか、なお近日中に御報告をお願いしたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>井上会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それぞれ4つの小委員会の委員長さん方あるいは委員さん方大変御苦労でございますけれども、ひとつ次回の協議会までにぜひ御協議をいただきたいと思います。</p> <p>以上で本日の議事のすべてを終了いたします。</p>

協議会事務局長	<p>どうも長時間にわたりましてありがとうございます。</p> <p>それでは、閉会に当たりまして中元副会長のごあいさつをお願いいたします。</p>
中元副会長	<p>一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>今日は、委員の皆様方におかれましては御多忙にもかかわりませずお集まりをいただき、そしてまた長時間にわたりましてたくさんの方の御協議をいただきまして、本当にありがとうございます。ただいま御決定をいただきました新町の合併方針、それからそれらが新しい新町での骨格となるものでありまして、それ以外に御協議をいただいた8件、それとまたこれから法定協議会に入って細部にわたっての御協議をいただく、それらが町の骨格に対して肉づけをしていって、そして最後の仕上げをしていくということになるかと思えます。最後の仕上げは、何といたしても、人間に例えますならば、気は優しくて力の強い、そして美しい将来性のある頼もしいものに仕上げていかなければならないだろうと思えます。ようやく、新町づくりの糸口、端緒についたかなというようなことございまして、これからがいよいよ本番であろうと思えます。今日の協議大変お疲れでございましたけれども、これに懲りることのないよう、先ほど、次の招集日などの提案もあったようでございますが、これからも活発な皆様方の御意見、御議論をいただいて、そして所期の目的を達成していきたいと思っておりますので、どうか最後までよろしくお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。</p>
協議会事務局長	<p>以上をもちまして本日の会議は全日程終了いたしました。</p> <p>一同御起立をお願いいたします。礼。</p>
井上会長	<p>どうも御苦労でございました。大変お疲れさまでした。</p>

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊方町・瀬戸町合併協議会会長

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員